



3 受託事業者：株式会社TMC経営支援センター  
4 業務内容はこれまでと変わりありません。働き方改革関連法や働き方改革の進め方・取り組み方など無料でご相談に応じております。ご活用下さい。

---

## 2. 改正労働基準法のQ & Aをご活用ください

---

改正労働基準法が施行されています。

改正される項目は、時間外労働の上限規制、年次有給休暇、フレックスタイム制、労働条件の明示などです。

これらについて、ご質問が多かった事項などをまとめた「改正労働基準法に関するQ & A」ができましたので、ご活用ください。

### ●改正労働基準法に関するQ & A

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225.html>

さらに詳しくお知りになりたい方は、監督署の労働時間相談・支援コーナー、宮城働き方改革推進支援センター等でお尋ねください。

そのほかの資料も、宮城労働局や厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

【お問合せ先】 監督課 (022-299-8838)

---

## 3. 労働条件を明示できる方法が追加されました

---

働き方改革関連法の施行では、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得などのほかにも、知っていただきたいことがあります。

労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件の明示義務があり、その方法はこれまででは書面の交付に限られていました。

4月1日からは、労働者が希望した場合に限ってFAX、電子メール、SNS等でも明示できるようになりました。

なお、電子メール、SNSの場合には、労働者が受信した電子メール等の記録を出力し、書面を作成できるものであることが必要です。

### ●詳細はこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225.html>

【お問合せ先】 監督課 (022-299-8838)

---

#### 4. 定年後の継続雇用制度を運用する事業主様へ

---

高年齢者雇用安定法（平成25年4月改正）では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとなっていますが、改正前に継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けていた事業主の皆様は、経過措置が認められています。

その場合、4月1日から年金（厚生年金報酬比例分）の受給開始年齢が63歳となり、継続雇用の基準適用年齢も「63歳」以上となっていますので、就業規則等の確認と必要な変更手続きをお願いします。

なお、すでに就業規則等に年金受給開始年齢の引上げスケジュールに沿って基準適用年齢を定めている場合は手続きの必要はありません。

●経過措置に係るリーフレット

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirect/redirectpage20190306kourei61keikasochiki\\_jyunnenreihikiage63.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirect/redirectpage20190306kourei61keikasochiki_jyunnenreihikiage63.html)

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8062)

---

#### 5. 今日から使える労働法

---

アルバイト中や就職を控えた学生の皆さん！

「これから就職活動をするけどこの労働条件って問題ないのかな？」「アルバイトをしていて困っているけどどうしたらいいかな…」などいろんな悩みを抱えていると思います。

もしかすると「退職したいと店長に話したら『辞めるなら、代替りの者を連れてこい。』』と言われました。私の代替りを連れてこないと言われられないの？」「有給休暇は希望した日にとれないの？」などのトラブルに遭うかもしれません。

その際に、皆さんがどんな法律に守られているのか、どこに相談したらいいかなどについてわかれば、いろんな対処ができます。

厚生労働省では、皆さんが気軽にマンガでわかりやすくe-ラーニングで学ぶことのできるサイトを作成しています。

ぜひご覧ください。

●今日から使える労働法

<https://laborlaw.mhlw.go.jp>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

6. 電子申請を使ってみましょう

---

雇用保険の適用関係や雇用継続給付の手続きは、24時間・365日いつでも使える電子申請の利用が便利です。

ハローワークへ行く手間も、書類を郵送する費用もかからず、時間とコストを節約できます。

さらに、書類を持ち運ばないので、個人情報の保護の面からも安心です。

ハローワークに来所して、手続きをされている事業主の方は、この機会に電子申請の利用を検討してみませんか。

●労働関係手続の電子申請

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/116.html>

【お問合せ先】職業安定課（022-299-8061）

---

★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2018.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2018.html)

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

---

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。

- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
- ・携帯メールには対応していません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1

仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---